

## 幕末期土佐藩の国事運動と「政治犯」化

―「御用状」にみえる土佐勤王党への対応を素材に―

笹部昌利

〔要旨〕 本稿は、「土佐藩京都藩邸史料」中の御用状を主な史料として、幕末期の土佐藩、殊に文久二年（一八六二）四月以降、武市半平太ら土佐勤王党により主導された藩外交のありようを、藩当局者が如何に把握し、対応してきたのかを考察するものである。着目したのは、御用状の発給主体である藩政当局の小目付役の意見であり、藩政当局の中間管理的な立場にある役務を担う彼らが、土佐勤王党の政治的浮沈に対し、如何に考え、立ち回らねばならなかったかを明らかにした。

キーワード 「土佐藩京都藩邸史料」 幕末政治 土佐藩 御用状 小目付 土佐勤王党

はじめに

本稿は、幕末期の土佐藩、殊に文久期の国事運動を主導した土佐勤王党の政治運動の展開と終焉を、藩当局による土佐勤王党員の「政治犯」化の作業と読み替えて考察するものである。もとより、「政治犯」なる言

業は、近代刑法が成立する過程のなかで、フランスの法学者で、「お雇い外国人」のポアソナードが犯罪人の種別、分別のために用いたものであるので、幕末期の日本には存在しえないものであった。<sup>(1)</sup>近代ならば政治世界のルールを逸脱したものととして認識される「政治犯」的存在を、近世秩序においてはどのようなように捉え、捕らえる対象としていくのか。行き過ぎた人間の言動を規制するために、藩当局はどのような方法論をとるのか。このような幕末期における藩政当局者の方法論を「政治犯」化の方法として仮定し、考察をすすめていく。

近年、幕末維新政治史に関する研究は、一九九〇年代の歴史学研究の潮流に存在した世界史的視野からみることの有用性を問う研究が目立ち、その一方で、戦前、戦後の歴史学において残されてきた課題の解消については等閑視されている感がある。<sup>(2)</sup>元来、「革命史」としてのありようが重視された、戦後の幕末維新史に対する問い方において欠如していたのは、緻密な史料実証により政治社会の推移とその意義を再考することにあつたが、変革主体の一角と目された土佐藩の幕末政治史の考察は、他藩のそれに対する例に漏れることなく、戦前よりの「勤王」史観に引き付けられた歴史観によって思考され、再生産されてきたといつてよい。<sup>(3)</sup>

瑞山会編『維新土佐勤王史』は、その初発の例であるといえる。当初、勤王党殉難者の記念碑建立と首魁としての武市半平太の伝記編纂を目的として編纂された同書は、武市に対する顕彰の意味合いが強く、他の人物の政治行動に関する創作が少なからず確認されることが知られている。<sup>(4)</sup>他に類例も存在する土佐藩有志の存在を「土佐勤王党の勃興は殆ど維新史料中の一大奇蹟たり。」<sup>(5)</sup>と、幕末史上、唯一無二の存在として説明し、凡例において、「土佐志士の勤王党史たるに在り、即ち土佐山内家の維新藩史に非るなり」<sup>(6)</sup>とことわる同書を情報源に、土佐藩の幕末維新史は叙述されてきた。しかしながら、日本近代に編まれた歴史書において、『維新土佐勤王史』の叙述方法は決して稀有なものではない。幕末維新史に対する固定観念は、一次史料から人

物や組織それぞれの姿、形、動きを注視する作業を捨象させることにつながった。さらには、「尊王」や「攘夷」というようなイデオロギーのみがひとり歩きをはじめ、そのような枠組みが政治の場を身をおいた存在を包括してしまう形となった。人物や組織がイメージで語られるというのは概して以上のようなことを指す。このような土佐藩の幕末維新史に対する理解は、近代天皇制下における観念だけで決定づけられたものではない。

これまでの幕末維新史の研究は、徳川慶喜による大政奉還を受け、王政復古の理念により現出した維新政府によって生成された政治状況を「正史」と解し、そこに行きつくまでの過程、すなわち近世後期における国学的思考の高まりにより生じた尊王観と、西洋諸国の開国要求と幕府による通商決断により高揚した攘夷論に立脚した倒幕に至る政治過程の考察こそ、「正史」を紐解く方法であると解してきた。それは、幕末期の土佐藩を対象に数多くの研究を発表され、今日まで土佐藩研究の礎と評される平尾道雄による一連の研究、長州藩有志を素材とする討幕派生成について、土佐藩を対象として尊攘派から討幕派への転回を論証した池田敬正<sup>(8)</sup>においても、通貫する議論であるといえよう。

以上の観点から、本稿では前出の政治的バイアスの加わった刊本史料に加えて、土佐藩の政治行政にかかるとある新出史料「土佐藩京都藩邸史料」を用いて、土佐勤王党の政治動向に対する藩内の評価および行動規制のありようについて再検討していく。<sup>(9)</sup>

## 一 幕末期の土佐藩と藩外交

### (1) 幕末政治と土佐藩山内家

はじめに、幕末政治における土佐藩山内家の政治動向について概観しておく。

嘉永六年（一八五三）六月のペリー艦隊の来航と、翌七年（一八五四）三月の日米和親条約締結に際し、徳川幕府は全国諸大名に対して政治諮問をおこない、挙国一致的姿勢によつて西洋諸国への政治対応を試みた。これを主導したのは当時、老中首座で備後福山藩主の阿部正弘であった。阿部は、公論衆議の要素を、既存の幕政運営に組み込むことで、外交における難局の打破を試みたが、結果的にこの公論衆議を是とする方法は、大名や大名家臣、および宮廷社会のなかにおける政治志向を誘発させることにつながり、以後、政治世界における混乱を引き起こす原因となった。そもそも幕政方針に介入する余地の無い土佐藩主山内豊信（のち容堂）が、幕政に目を向け始めたのも、阿部の政治諮問がきっかけとなる。

安政元年（一八五四）から同五年（一八五八）に至る国政には、おおよそ二つの対外方針案が存在した。一つは、各国と結んだ和親条約によつてなれば決定づけられた西洋諸国に対して譲歩せざるをえない関係を維持し、貿易を想定してもっと踏み込んだ関係性の構築を目指す方針と、二つめに、ペリーが来航した嘉永六年六月以前の国際関係に立ち返り、旧来秩序のもとで独自の国際関係を維持しつづける方針である。政治参加を志向しはじめた大名および大名家臣の多くは、当初は後者、すなわち、政体の維持を目指し、諸外国との関係性を断ち切るという論理のもと、主張を展開した。

一二代將軍徳川家慶が死去し、子の家定が一三代將軍に就任したが、元来病弱であり、將軍宣下の前より

將軍継嗣の人選が取り沙汰されるや、大名諸侯の意思を代弁しうる才能を有する人物の將軍職への就任が模索された。そのような彼らの意識形成の布石となったのが、水戸徳川家に徳川斉昭の子として生まれ、徳川御三卿の一橋家当主となっていた徳川慶喜であった。この人物の擁立に、雄藩諸侯が精力を注ぎ、江戸へ、京都へ、武家、公家の別なく、賛同者の輪を拡げることになった。

慶喜を楯になかば理論武装しようとした彼らは「一橋派」と呼ばれる。薩摩藩主島津斉彬、越前藩主松平慶永を中心に議せられた慶喜の擁立は、宇和島藩主伊達宗城、山内豊信を取り込み、公論を重視し、旧態依然とした幕府の老中制度を嫌う阿部正弘が主導する政治状況において活かされることになった。特に、島津斉彬は自らの養女敬子を、將軍家定の御台所として、江戸城大奥をも政治的に取り込もうとした。島津家より、一旦、摂関家の近衛忠熙の養女となったのち、將軍家定との婚儀に至った篤姫（のち天璋院）の例は、一橋派による政治工作の典型である。

近世の幕政運営において、主導的立場にあった譜代大名、殊に江戸城本丸「溜間」を殿席とした譜代筆頭の彦根藩主井伊直弼は、外様および家門の大名より主張される公論衆議を否定し、八代將軍吉徳川吉宗以後、將軍継嗣候補として既定路線となり得ていた紀州徳川家より藩主徳川慶福を継嗣に擁し、一橋派の迷惑を阻んだ。現行の幕政運営に関わる直弼ら幕閣及び譜代大名勢力を「南紀派」と呼び、非政治的空間である江戸城大奥、京の宮廷社会を取り込んだ政争となった。大老に就任した井伊直弼と関白九条尚忠との政治連携は、一橋派公家の主張に首肯していた孝明天皇の將軍継嗣にかかる意思を徳川慶福へと一変させたばかりか、慶喜擁立に動いた人間を反政府的な行動をおこなった反逆者として、京都を中心として肅清運動を断行した。いわゆる「安政の大獄」である。

豊信らの運動は、徳川幕閣の推す紀州藩主徳川慶福が継嗣に擁立され、安政五年七月、家定の死後、慶福の一四代將軍就任の決定にともなつてたちまち瓦解し、慶喜、慶永、斉昭らが謹慎処分処せられると、徳川幕府からの内々の勧めに応じ、同年一月、隠居を願ひ出、翌安政六年（一八五九）三月、許可され、養嗣子豊範への家督相続が認められた。加えて、同年一月には江戸屋敷での謹慎が命じられた。

(2) 参政吉田東洋による藩政改革と蹉跌

「容堂」と名乗り、江戸品川の山内家別邸において謹慎していた豊信は、藩士吉田東洋の才知に全幅の信頼を置いていた。吉田東洋は、藩主山内豊熙の推進した改革の折に抜擢された才能であり、飢饉対策のための「済農倉」設立を進言するほか、そのビジョンは経済政策から海防にまで及んだが、嘉永元年（一八四八）二月、藩主豊熙の死去により失職、無役となると、学問に傾倒し、嘉永四年（一八五一）から上方を遊歴し、多くの文人と交わつた。嘉永六年（一八五三）七月、あらたに藩主となつた山内豊信により、再度抜擢され、七月には大目付、一二月には参政として藩政改革の中心となつた。一方で、東洋には酒乱の傾向があり、安政三年（一八五六）、江戸での旗本殴打事件によつて、罷免、隠居を命じられると、高知郊外に私塾、少林塾を開き、多くの若き藩士を教育した。東洋の門下生は「新おこぜ組」<sup>(10)</sup>と呼ばれる勢力となり、幕末期の土佐藩の動向に大きな影響を与えた。安政四年（一八五七）一二月、赦免された東洋は、新知一五〇石、役高三〇〇石を給され、翌年正月には参政として藩政に復帰する。東洋による藩政改革のありようは、教育と「海南政典」編纂にみられる法整備を二枚看板とし、藩政運営を根本から再構成するという抜け目の無いものである。ただ、実際に推進していくには、文久二年（一八六二）正月に竣工なつた教育機関文武館などの建設にともなう莫

大な経費と時間を有した。<sup>(11)</sup>

他藩有志と交わり、国事について多くの知見を得た武市半平太ら土佐勤王党有志は、東洋の施策を時勢に違う施策と見なした。薩摩の島津久光が率兵にて京都、そして江戸へとその歩を進めていた文久二年四月、内政にばかり時間と金を割いている状況を変えなるべく彼らは「人斬り」を決断した。<sup>(12)</sup> 勤王党による吉田東洋殺害により、中、長期的なビジョンで進行しつつあった藩政改革の流れは止まることになった。

謹慎を解かれた山内容堂は、すぐさま国事に目を向けず、藩主山内豊範の後見としての立場で、若き大名が立ち回りやすい政治環境の構築を急いだ。それは、大名による政治意思決定が少しでも円滑におこないうるシステムであり、そのためには藩内外からの政治情報の入手が必要となった。同様の藩情は他藩においてもうかがえ、そのような藩では「国事方」や「探索方」を大擧任命し、政治情報の収集に努める傾向がある。<sup>(13)</sup> 土佐藩では、後述する「小目付役」、「下横目」といった藩政監査にあたる役務の増員であり、前者が藩政要職者の監査であり、後者は下級武士によって任命されることが増えた国事関与者の監査となる。容堂および大名の側役が求めたのは、彼ら目付層を京都、大坂、江戸に駐在させ、藩士の監視をさせつつ、政治情報を収集するというシステムを構築することであった。土佐藩においては安政期より推進され、中、長期的視野でなされるはずであった藩政改革が、文久二年三月、指揮者たる吉田東洋の死によって完遂されなかった。改革未遂の状況に、押し入った形の武市半平太ら下級武士を含む土佐勤王党を中心とする急進改革派層の政治運動をよしとしない藩政当局者は、勤王党による急進的外交姿勢の監査を余儀なくされた。彼らを監視下に置くことこそが、国事対応の条件となったのである。

## 二 「土佐藩京都藩邸史料」のなかの土佐勤王党

### (1) 「御用状」と政治情報

現在、高知県立坂本龍馬記念館に所蔵されている「土佐藩京都藩邸史料」は、総点数五七四点からなり、のちに同館の購入史料と合わせて整理、保管されているものである。<sup>(14)</sup>史料論の見地に立てば、本史料群が幕末維新期の紛糾たる状況をくぐり抜け、大名家の公的文書としての役目を終えるまでの過程に関心があるが、その具体像は残念ながら不明である。近世大名家の京都屋敷に所在した文書は、火災により焼失する事例がままあった。殊に幕末期に至っては、元治元年（一八六四）七月一七日未明より起こった、長州藩毛利勢と京都防衛の責任者たる京都守護職松平容保の率いる会津藩松平勢と在京藩兵による交戦、いわゆる「禁門の変」を原因とする火災によって、禁裏御所以南の町が灰燼に帰したことは、「どんどん焼け」または「元治大火」として一般的にも周知されている。<sup>(15)</sup>

京都における土佐藩の拠点は、近世初期より徳川幕府よりの「預り」の形で取得した四条河原町の北東、高瀬川に面した西側地所（現、京都市中京区備前島町）に所在した京屋敷であったが、本史料群が被災を逃れて、伝存していることから元治元年七月の大火の後も、この京屋敷は機能しており、明治四年七月の廃藩置県による藩政業務の失効するまで、利用されたと考えられる。<sup>(16)</sup>なお、土佐藩山内家には、文久二年に、方広寺境内智積院に借用された本陣と、<sup>(17)</sup>文久元年（一八六一）より大坂湾警備のための住吉陣屋（現、大阪市住吉区東粉浜二丁目）として利用されていた建物を警備免除に際して、慶応二年（一八六六）、鴨東の白川に移築して藩屋敷としたものがあるが、<sup>(18)</sup>本史料群は、「御門出入規定」・「高瀬御門出入御改帳」等の内容から、高



瀬川に面して所在した京屋敷にかかる役務記録であることがわかる。

ここでは、「土佐藩京都藩邸史料」のなかの往復書簡を考察していくことにする。内容は、主に京都・土佐との間で取り交わされた藩目付役発給の書状と、江戸から京都へ発せられた政治情報に分類され、二七七点と数的にも本史料群の基幹となるものである。目付役発信の書状は「御用状」、すなわち藩政業務にかかる公文書として発給されており、土佐国元から在京の役人に対し、藩主山内豊範および老公山内容堂の動静を含めた国元の政治状況を伝えるとともに、国事にかかる藩当局の方針を申し送られ、また京都よりは政情報告がなされている。前出の目録によれば、「書状」、「御用状」、「報告書」などと調査者の判断で仮題が付されているが、土佐・京都間で往復された書状は、すべて「御用状」である。これを考察することによって、藩当局者の藩内外の政治にかかる見解のみならず、人的関係を読み取ることができ、改革派を政治主体と解して考察されてきた従来の幕末政治史に対してあらたな方法論を提示できうらと考える。

## (2) 監査対象となる藩外交

東洋亡き後の藩政当局は、執政、参政、側役、大目付とすべての職が入れ替えとなった。東洋の改革路線が頓挫したことへの引責辞任の形となる。替わって、東洋に反対し要路から遠のいていた奉行職の五藤内蔵助や、同職山内下総、桐間藏人らが復帰した。また、この人事によって、武市らの見解に賛同した山内民部（豊誉）・山内兵之助（豊積）ら、山内家分家の門閥層が政治的発言力を増したことは、武市らの政治意図が藩政当局に通りやすくなったことを意味しよう。その一方で、目付役、小目付役、下横目といった藩士の不行跡を監視する職の担当者が増員されたことも藩当局の意向として押さえておかなければならない。

藩主山内豊範および「老公」の山内容堂の側は、「内官」に分類され、近習家老を筆頭に、側用役、近習目付、納戸役が置かれたが、側用役および近習目付が、本来、「外官」、すなわち一般行政職たる奉行職管下の大目付、小目付、徒目付、下横目と結びつき、国事に目を向け始めた藩士の行跡を監視、管理できうるシステムが構築されていく。<sup>(19)</sup>このシステムのカギとなるのは、安政六年一月より江戸品川鮫州の別邸で謹慎し、文久二年四月、謹慎を解かれた山内容堂であった。

大名およびこれを後見する立場の老公のまわりに、独自の政務運営や情報収集をおこないうるシステムが成立することがまある。通常の藩政機構とは別立てで存在するそのシステムの充実如何は、大名および老公の政治意識の高さと政治判断の度合いに比例する。容堂と同時に謹慎を解かれ、幕政および国事への対応を模索しはじめていた越前前藩主の松平春嶽、宇和島前藩主伊達宗城ら旧一橋派の諸侯らにおいてもいえることであった。土佐藩においては、文久二年当時、文武調役として学館任務にありながら小目付役を兼ねた佐々木三四郎（のち高行）、致道館助教として学者でありながらも、藩主側役、加えて小目付役を兼ねた谷守部（のち千城）らによって生成されたシステムが、文久二年四月以降、不断に機能していくことになる。

### (3) 「御用状」からうかがえる政治観

ここでは、小目付役によって取り交わされた「御用状」の内容から、土佐藩内において取り沙汰された国事対応に関する内容について考察したい。

文久二年（一八六二）六月、藩主山内豊範は京を拠点に藩外交を展開するべく、上京の途につく。藩内では、武市ら国事周旋の推進を強く主張する者の意見が、藩当局を蹂躪する形となり、容堂の実弟で藩政要路にあつ

た山内民部においても、若年の藩主豊範を論し、国事への尽力を要請する。文久二年六月一七日付で、山内民部が呈した「存意書」には、藩論を「勤王攘夷」に定めるにあたり、「如何程徳川家の御恩、これあり候共、徳川家を主君とは申され間敷、且又幕府天朝を蔑如し奉り候義これあり候得ば、天朝を守護し、幕府に向かい弓を引き申すべき事当然」であり、真の「君臣の大義」を結びなおすべきと述べる。そのために、参勤上府の際には、「京師へ御立寄り遊ばされ、勤王攘夷の御趣意仰せ立てられ、薩長へも同様仰せ込まれ、家老中一人不時の御手当として京師へ指留められ、其上関東へ御下り遊ばされ、幕府へも同様、公武御合体、尊王攘夷の義仰せ立てられ、其上幕府御承引これ無く候えば、最早幕府への御義理も相立ち居り候御事故、早速御上京遊ばされ、薩長のごとき忠義の国と御心を合わせられ、京畿御守護遊ばされ、宸襟を御休め遊ばされ候儀、方今の第一義」と、薩長両藩に引き続いて上京し、天皇の居所である京都を守護することこそ、もつともなすべきことであると説く。<sup>(20)</sup>

藩主の進発が決定したのは六月二〇日で、当初は三月八日の発駕を予定していたが、豊範自身の病によって、延期を重ねていた。六月一日、議奏中山忠能は山内家縁家の三条実美に、薩長両藩につづき、土佐山内家の上京周旋を孝明天皇が求めており、伏見を「いつ頃出府通行」<sup>(21)</sup>するかと問い合わせている。藩主一行が土佐を發つたのは六月二八日。「四百人ばかりの供廻り」<sup>(22)</sup>であったとされる。伊予国の川之江から乗船して備中国の下津井に渡り、中国路を進んで大坂長堀の蔵屋敷に着いたのは、七月一二日であった。ただ、姫路からの上坂中、藩主を含めた大多数のものが「麻疹」<sup>(23)</sup>にかかった。八月二五日、武家伝奏坊城俊克より国事周旋の内勅が伝えられたのである。<sup>(24)</sup>以降、土佐藩山内家は、武市半平太を藩外交の主導者とし、京を拠点に、薩摩、長州、肥後藩士らと連携し、宮廷社会を巻き込んだ政治状況を生み出すこととなる。

では、東洋亡き後の土佐藩の国事対応が、武市ら土佐勤王党を主体とするものに転換していくなかで、藩政当局者は如何なる政情判断をしていたのか。

「土佐藩京都藩邸史料」中において、取り交わされた御用状は、文久三年二月一六日付のものが初例となる。江戸詰の原四郎から京都の小目付、谷守部、乾作七に当てた書状の内容は、江戸から京都に対してなされた政情報告であり、將軍徳川家茂の上洛が海路から陸路に変更された件とともに、同年正月より在京中の山内容堂や同年四月、江戸から土佐に帰国する智鏡院（山内豊熙の正室、候姫）の周辺事情が記される。<sup>(25)</sup>なお、宛先の乾作七は、文久二年より容堂の実弟、山内兵之助に従って江戸に赴き、翌三年より在京し、藩外交を担当した。

同年二月一七日付の御用状は、国元の小目付、佐々木三四郎、中村禎蔵、田村掌蔵、手島八助、下許武兵衛より在京の小目付、乾作七、谷守部に宛てて出されたもので、吉田東洋がかねてより建設を主導し、前年に竣工されたばかりの藩校文武館が焼失した件、土佐勤王党に名を連ねた藩士松垣清治（のち直枝）らの「揚屋入り」、すなわち入牢の是非が、佐々木ら目付層の役人において議されたものである。なお、松垣らは、前年、藩主山内豊範の江戸参勤に随行を外された土佐勤王党有志であり、それぞれが志願して結成された山内容堂の警護組織「五十人組」の構成員であった。

（前略）松垣清治等も揚屋入被仰付候筈ニ相成候処、陸目付ともハ矢張類族え御預ニ而可宜敷と申出候へ共、役場ニハ一同揚屋入至当之御事と申出居候、依而ハ来ル廿日比ニハ手段相立可被下哉追々可得御意、先御用計如此候也、已上（以下略）<sup>(26)</sup>

佐々木ら小目付役、そして彼らの下役である「陸目付」においても、勤王黨員に対する監視はなされており、

ここでは桧垣らへの対応を、類族の監視下に置くことで対応しようとしているが、役場としては彼ら一同を収監する方針であるとし、後日、決定がなされるとしている。

この処分は、桧垣のほか、五十人組の田内恵吉、今橋権助らが、文久二年二月一日、江戸への途次、小田原で五十人組への合流をはかった坂本瀬平を殺害したために禁固刑に処され、のちに親類預かりとなったものである。この処分に際して、勤王党の間崎哲馬（滄浪）が藩政の刷新を求めて藩当局に呈した建白書（「二弊一事」の建議）には、「近日忠勇之士、僧儉の罪を以て幽囚せらる、彼れ僧儉の罪は逃れずと雖も其心は皆義に向ひ身を忘る者にして古人の称する所なり」と評し、藩当局が賞罰の判断ができないことを批判しているが、藩当局は勤王党の行動のなかに綻びを見出さんと監視していたのである。

文久二年末から三年初頭は、武市半平太が政治家として充実した時を過ごしていた半面、主導する藩外交のあり方については規制がかけられていく時期にあった。文久二年一〇月より「姉小路家雑掌柳川左門」として江戸へ随行し、同年末に勅使護衛の任を終え、帰京した武市には、格式「留守居組」へ昇格が言い渡される。これは元来の格式「白札」から上士への栄典を意味した。山内家中においても、藩外交の場においても、自らの昇進により格式の障壁が取り除かれた。文久三年正月二七日に東山翠紅館において開催された在京大名家臣の会議に、武市は同志平井収二郎とも出席している。武市ら土佐勤王党と、藩当局の主張はまさに相克の連続であった。そのなかで武市は両者に折り合いをつけ、依然として絶対的存在として君臨しつづける山内容堂に対しても諫言をおこない、挙藩一致体制の構築を目指していた。しかしながら、一二月に、勤王党の同志間崎哲馬らが青蓮院宮（のち中川宮朝彦親王）に土佐藩政の改革を訴えていたことが明るみにでて、容堂の側役を「君側の奸」と批判した間崎らを処罰せよとの声が容堂の周囲でたかまった。青蓮院宮

から令旨を得て遂行されようとしたこの一件への嫌疑を收拾するために武市は帰国し、事の穏便化をはかっていた。一方で、藩当局者においては、藩主の側に勤めたものを小目付、徒目付に任じ、下横目を増員して、藩外交を主導する土佐勤王党への監視を強めていく。

時期を同じくして出された御用状では、武市ら土佐勤王党の主導性に対する疑念がうかがえる。江戸詰の藩士「幸右衛門」より京都詰の谷守部に対し次のように申し合わせている。

(前略) 何分暴発組種々浮説を相唱ハ心痛之旨奉察候、近頃は彼等之我侪ニも参り不申、内心裏之儀は其咎と相察候、如貴説此上は至当之賞罰被行不申而者、御政体も難相立段御同意ニ奉存候、貴兄(谷守部 ※筆者注)も因循之名を御受被成候由、官ニ居て職ニ死スル之御居り如何ニも御尤と奉存候、作七も御参内御使者等を以御国許を出足ニ相成候由、且檢銃砲御催ニ相成、調役御兼帯被成候段彼是御配慮も御案初奉察候(中略) 氣之毒成丈御座候、内輪之混雜絶不申候也、御前之通ニは不参儀と当方ニ而も相察也、兎角時勢も暴発者ニ差乱可申ハ慨歎奉察候(以下略)<sup>(28)</sup>

武市らを「暴発組」と呼称し、このまま武市らの主張を首肯していれば、本来あるべき「御政体」は成立しえないとし、宛先の谷守部についてもこのままだと「因循」の汚名を着せられることになるであろうと見ている。在京の乾、谷らも危惧するように、この時期の佐々木三四郎は、藩政執行部より武市らとの関係を疑われており、藩主名代の上京への随行を命じられず、国元の浦戸台場、赤岡台場の改築を旨とする「海防御用取扱」を命じられ、主要政務から外されていた。佐々木はこの嫌疑につき「可笑也」<sup>(29)</sup>と記し、武市らの政治路線に与する意思がないことを表明している。

さらに、同年三月一六日付、在国の佐々木、田村、乾、手嶋より在京の中村、国沢、下許、谷宛ての御用

状には、藩主名代の山内兵之助に随従する面々において、手柄を競い、取り合う風潮があることについて触れ、三月二〇日、在国の佐々木、乾、手島、田村から、在京の谷、国沢、下許らに宛てた御用状では、山内容堂の帰国について触れるとともに、次のように報じる。

(前略) 御隠居様御暇被蒙命近々御発駕之由、誠ニ御恐悦御同情ニ奉存候、兼々思召被為在候二付、御帰駕之節は屹度御発令をも可仰出と大ニ相競居候、孰の規律を固置、彼之要上徒之正邪を糺し賞罰分明も不行ては縁起階級漸々弛ミ終に不可救弊ニ可至は是而已騎下之大患ニ御座候故、片時も早々御帰駕之程渴望候事ニ奉存候、其御地之軽格少々静り居候由、御当地ニ而者、渠等若侍は大分震立候(中略) 半平太之驕揚実ニ驚愕是者諸兄如何なる御詮義振哉、(以下略)

容堂の帰国にあわせ、手柄を急いで躍起になって動く藩士が出てくるであろう。このような状況では、「縁起」「階級」を旨とする山内家中の秩序はいよいよ弛んでしまい、ついには手の施しようのない状況に陥ってしまう。ゆえに、「老公」たる容堂の一刻も早い帰国を待ち、藩内の規律を固め、国事に逸る藩士の「正邪」を糺して事態の収束をはかるべきである。さらには、武市半平太の「驕揚」、すなわち驕り高ぶった態度には驚愕するばかりで、このような武市の振る舞いについて、在京の目付役諸氏は、どのように考えているのか、と問うている。藩政の正常化を図りたい目付役のなかで、藩外交における武市の政治主導は忌むべき対象となっていたのである。

三月二〇日付、国元の小目付、田村掌蔵より京都の小目付、中村禎蔵、下許武兵衛に宛てた御用状においても武市への批判はやむことはない。

(前略) 半平太驕揚、実ニ驚愕如何なる御詮義哉、余二人は無か、御見込之程承度候ハ当地軽格之模様別

紙之通の場合二而小子杯は不好方二而御座候、然も天朝えも御都合不宜廉も有之か、又肥後藩之如キ之事共二而は無之(以下略)<sup>(31)</sup>

京都には他に然るべき人材はいないのか、「軽格」の藩士に蹂躪されている状況は好ましいものではない旨が申し送られている。文中にもある通り、轟武兵衛、魚住源次兵衛ら急進論者に扇動された肥後藩細川家の状況に相似することを危惧しているが、事実、武市は当時、久坂玄瑞の長州藩、轟武兵衛の肥後藩と確固たる連携関係にあったことが知られている。

武市が従弟島村衛吉に宛て、同年二月一七日に出した書状<sup>(32)</sup>によれば、武市自身は、在京中の山内容堂とともに日々周旋に明け暮れており、長州の久坂玄瑞と寺島忠三郎、肥後の轟武兵衛と、朝廷内の組織改革を議論している。同月一日には鷹司輔熙邸に久坂ら三名が攘夷期限と言路洞開および人材精選登用の三事項を強請しており、長州、肥後藩の急進派による一連の動きにも武市が関与していることがうかがわれる。

同年三月、武市は京都留守居役加役を命じられ、格式「馬廻」に処せられた。山内家中でいえば大名直臣の格式である。役料六五〇石は、かつて二人扶持(現米一〇俵)であったことをふまえると、大躍進といわざるをえない。小目付役の間で問われた「半平太之驕揚」は、武市の待遇に対する批判的思考から出たものでもあった。藩外交をリードした人材の立身出世に対する妬み、嫉みは、幕末期の土佐藩のみ見られるものではない。薩摩藩における西郷隆盛、大久保利通についても藩当局者においては、しばしばその対象となった。しかしながら、周知のとおり土佐藩は、文久三年下半期より藩外交を積極的に主導しえた人員に対する弾圧を加えていく。



### 三 藩内急進派の「政治犯」化

#### (1) 土佐勤王党の失墜

前述のとおり、土佐勤王党による藩外交主導の状況は、文久二年（一八六二）一二月、間崎哲馬、平井収次郎らによる宮廷社会への入説とその結果として青蓮院宮尊融法親王（のち中川宮朝彦親王）よりの令旨がもたらされたことに対する藩当局からの嫌疑がかかったことにより、蹉跌をきたしていくこととなった。<sup>(33)</sup> 令旨伝達に関わった三名の処遇は、四月一日、間崎哲馬らが国元へ召還、檻送され、文久三年（一八六三）五月には処罰内容が決定される。五月一日、国元の小目付役の大谷茂次郎、池田歎蔵、谷守部、生駒清次、馬詰彦太郎、国沢四郎左衛門の連名で、京都の下許武兵衛に送られた御用状では、勤王党に対する処分内容および、京において組織された「御親兵」にかかる問い合わせがなされている。

（前略）御目付且小目付よりも頻ニ申出候得とも、未夕御人撰も不被仰付候事ニ候、畢竟両役場并小目付役替被仰付候、右、子細ハ哲馬、収次郎、健太御処置右様御催儀決ニ相成候場合、半平太へ御内達被仰付候節、御意振之事ニ付、御奉行中心配之筋有之を以右役場引取候趣巨細之儀稔と相察申候（中略）一、御親兵御人撰も出来居候得共、未た発願に相成不申候、最初役場共被為差出し候人物とハ大二相違候有哉申候歟と御国内事情推察致し候而ハ人物ニ寄おしニ掛り可申事ニ候、軽格共も頻ニ寄合申候様子も相聞へ申候杯を揚屋入り候御人尋候て牢屋打破退出可申説も有之申し候、是等之風説に驚く向は決而御処置之出来可申事、（中略）此間乾退助方へ中岡慎太郎と反覆様子ニ而様々申訳等致居候趣、武市八十輔方へも上田蒸杯も右同断ニ而申出候事も有之候由、彼徒も心替り候人も出来候趣（中略）大坂御陣家替り

人数御組付二而ハ二十一人程当月十七日立と仰付申候（以下略）<sup>(34)</sup>

国元では、勤王党への対応をめぐり、目付役の人事再編がなされる予定であるが、いまだ人選がなされておらず、間崎ら三名の処置について、武市に内達するように容堂が命じており、役人は苦慮している。京都では、朝廷より求められた「御親兵」の人選がすでにできてはいるが、役場が選んだ人間と、実際に「御親兵」となった人間が異なること。また、「軽格」の者が寄り合つて、取監された人物を救出しようという噂があることが報じられており、国元でうまくことが運んでいないことがわかりえる。また藩士で土佐勤王党に対し寛容な見解を有した乾退助（のち板垣退助）と中岡慎太郎の連携についても取り沙汰されており興味深い。結局、間崎ら三名は、文久三年六月八日に、「潜上の沙汰」、すなわち身分不相応の振る舞いを咎められ、切腹に処せられた。

このような勤王党に対する対応はさらに展開されていく。京都の下許、谷、中村禎蔵による六月一六日付連名書状は、国元の小目付、千頭楨之丞、生駒清次に宛てられ、武市らが藩外の急進勢力と接触していることを危惧している。

（前略）將軍様御下坂より且御暇二相成候一件、小笠原之事且時勢等御下横目只助大坂より清岡道之助両人共昨日着、今日於役場一応承候処、益切迫之勢不堪愧頓次第二御座候、長州攘夷一件被仰越委曲致承知候、一、今度長州よりの御使者大和弥八郎・木梨平之丞・阿部謙吉・湯浅正之助主従拾餘人多、佐川通、昨日御城下入、今日御使者受二被成候由、未御使者之趣意ハ相分不申候得共、半平太・小南等え逢度と申事二御座候、此儀ハ不容易二付、以私用出会為致候儀不宜段存兼申出候得とも兎角隔絶之儀ハ甚難渋と申事二而、此上取締之上為逢候と申二先決し居申候、尚同時長州より時山直八、佐々木次郎四郎と申仁、

持井口え参り武市、大石杯え逢度御城下入被差免度由二而半平太よりも願書差出候得ども先右御境目迄

大石弥太郎下横目差添被遣候咎二相成候処、又々役場一人参候様被仰付二付議論最中未決候（以下略）<sup>(35)</sup>

国元の小目付からの情報は、下横目只助によりもたらされたもので、勤王黨員ではないものの、武市らと志を同じくした安芸郡田野村の郷土清岡道之助もこの折は下横目と連携しているようである。長州藩による攘夷行動についての情報が報じられ、さらに長州からの使者である大和弥八郎・木梨平之丞・阿部謙吉・湯浅正之助が供連れで土佐を訪れ、武市および大目付の藩士小南五郎右衛門に面会を求めた。<sup>(36)</sup> しながら、武市は不在であり、代人として勤王党主導者の一人、大石弥太郎らと会い、武市への建言書を言づけようとしたことが、同行した下横目により報告されている。この頃は如何なる藩外交にかかる案件であっても、下横目の差添が必須となっていた。文久三年七月二六日付で、京都の池田歛蔵、岡行蔵から国元の小目付、下許武兵衛、生駒清次に宛てた御用状によれば、「兼而探索御用等被仰付居候哉と伺出之処、未不被仰付二而直様被仰付可然との御詮議二而先便被仰付候由二候、本山・松垣・武市も未其佞諸務因循ハ推察可被成候」<sup>(37)</sup>とあり、武市ら勤王党の所業は因循なのだが、すぐさま処罰できないでいる状況がうかがえる。

四月一二日、山内容堂が帰国したのちも、勤王党の処分方針は未決の状態であった。六月に間崎ら初めての処罰者が出てからも、容堂より「探索御用」が命じられ、勤王党および土佐藩の外交要員は徹底的に監視されていく。老公の容堂による藩政の完全掌握が目指されたということになる。

## (2) 「政治犯」と「国事犯」

これまで見てきたように、吉田東洋が暗殺されて以降、土佐勤王党の言論および行動は、藩主側近および

目付、小目付、下横目によって監視されてきた。しかしながら、彼らの政治行動を抑圧し、規制することは容易にはできなかった。結論から言えば、近世法に彼らの政治行動を取り締まる明確な規定が存在しなかったからである。

幕末期において、幕府領や藩社会を越える外交や国防などといった「日本」という国家全体に関する問題は「国事」である。その意味でいえば、その政治的存在意義が問われた幕末期の征夷大將軍、具体的には、徳川家茂、徳川慶喜は、国事の最高責任者であったことになり、殊に徳川慶喜は、慶応二年（一八六六）七月、松平春嶽による將軍職就任依頼に対し、これを固辞し、「將軍職は国事」との認識を有していた。<sup>(38)</sup>ただし幕末期の「国事」は、將軍のみが抱えるものではない。藩領を越えた政治領域に踏み込もうとする人間それぞれが対応すべきテーマとなり、將軍、大名から下級武士、草莽へと拡がりをもって捉えられた。幕末期においては、「国事」を名目として、「関所破り」、「国拔」などの近世社会の常識を逸脱した行為、政治当局者への誹謗中傷、政治目的の殺人が頻発した。すなわち政治当局者はこれらの行為を規制できなかったということになる。政治目的に社会規範を逸脱するものが規制されるようになるのは、維新後、近代法の萌芽段階において「国事犯」たる定義づけがなされてからである。

明治三年（一八七〇）年六月八日、明治政府より府藩県へ出された布達に、「凡国事ニ係リ順逆ヲ誤リ犯罪ニ至リ、府藩県ニ於テ咎申付有之候者、並未タ処分ヲ經サル分トモ、去巳年九月被仰出候御主意ニ基キ、罪之輕重ニ応シ其管轄府藩県ニ於テ寛典之処置可致旨被仰出候事<sup>(39)</sup>」とある。「去巳年九月被仰出候御主意」はすなわち、明治天皇の特旨により、徳川慶喜および明治新政府に抗った奥羽越列藩同盟に加盟した大名らを寛宥したことを指す。明治二年（一八六九）五月に終結した箱館戦争にいたる過程において存在した政治およ

び軍事にかかる案件を「国事」と規定し、これにかかり朝廷に対し順逆を誤って犯罪をおこしたものが「国事犯」ということになる。幕末期の政治社会において、順逆を誤ることなく「国事」に尽力した人びとは、明治政府にとつては、褒賞、恩典の対象となるべきであり、明治元年（一八六八）一月一日、新政府は府藩県に対して「戊午（安政五年）以来国事ニ周旋シ皇室ニ勤勞候者、却テ姦吏之為ニ非命之死ヲ遂ケ、其妻子等飢寒ニ苦ミ、且辛ニ存命候モ脱籍流離候族モ有之哉ニ相聞へ、実ニ不憫之事」たることを理由として、死者を祀り、その遺族を救助するように取り計らえと命じていた。<sup>40</sup>しかしながら、幕末当時に「国事」を見誤った人びとを裁く規定はなく、法規定については、明治十三年（一八八〇）七月、太政官布告第三六号、第三七号により公布された刑法、治罪法の二つ法典の成立と整備を待たねばならなかったのである。

(3) 土佐藩における「大獄」

文久三年（一八六三）四月、山内容堂の帰国後の藩当局がなすべきことは、藩内の政治情勢を正常化し、他藩同様に大名山内豊範および老公の山内容堂が上京し、京において他藩同様に天皇、朝廷に対応し、担うべき「藩屏」の任を全うすることであった。前者においては、文久二年（一八六二）四月以降、藩政要人に関わり、藩外交を主導することで藩内における政治的位置、規定性を主張していた勤王党を監視しつつ、大名および老公のまわりにおいて活動させることで、なかば泳がせ、綻びをみつけたならば指摘し、大名権力のもと処分する。後者においては、武市らによって作られた土佐藩優位の外交体制上に、大名もしくは老公を位置付けて、文久期の中央政界における藩外交たる大名の上京、禁裏に参内しうる体制を中、長期的に維持することであった。武市半平太自身、京における土佐山内主導の体制実現を待望し、土佐で藩政改革を断

行してしまおうという考えがあった。文久二年末から翌三年半ばにかけて、武市によってしたためられた山内容堂に宛ての建言書が多数伝存しているが、内容は、人材登用、藩主豊範のもと、挙藩一致で国事に取り組みうる体制を樹立することであった。

そのようななか、藩当局があらたな動きを執るきっかけとなる事件が起きる。それは文久三年八月一八日の政変であった。この政変によって、中央政局より失脚したのは長州藩毛利家勢と三条実美ら数名の公家であり、かたや復権したのは、姉小路公知殺害により嫌疑を受け、京都警備の任を解かれた薩摩藩島津家と、京都における幕権回復を実現させた会津藩松平家ということとなるが、政変の影響は土佐勤王党を含む在京の土佐藩勢にもおよんだ。長州藩と行動に共にするもの、また吉村寅太郎のように大和国で義拳を企て決行するも藩内急進的分子の検挙・摘発を受け、帰国、入牢を命じられたもの。武市半平太は、藩当局の判断に對し、強行に反論するも、結果、文久三年九月二一日、入牢を余儀なくされる。

国元の小目付、中村禎輔、手嶋八助、池田歛蔵、岡行蔵が、連名で京都の小目付、下許武兵衛、生駒清次、国沢四郎右衛門に宛てて出した文久三年九月二四日付の御用状には、藩内の政治肅清の端緒が読み取れる。

(前略) 去ル廿一日大獄相発し、左之通二相成候

初而差控 小南五郎右衛門

御預之上、即日揚屋入 武市半平太

揚屋入 小畑孫次郎

同 孫三郎

河野万寿弥

島村衛吉

御預 島村壽之助

安岡寛之助

入牢 手代類 審次郎

御郡支配 中岡慎太郎

入牢 上岡膽次

先右之通ニ而吟味ニは不申候得とも、孰れ因循ならざる事ニ候、此儀ニ付場所一同苦心御推察可被下候、即時沸騰之勢も相見え不申候得とも、此上御裁許を覗ひ居可申と致推察候、半平太会所え御召寄之節、御臨時御士六七人参り其餘えは御歩行数人は被差立候、当朝より御士始足輕共夥敷会所え集り、夜中は郭中市中とも廻番往来致騒々敷事ニ候、廿二日御士中与力騎馬迄、廿三日白札以下、右、三之御丸え罷出御意拝承被仰付候、右御文ハ御目付中え御廻しニ相成可申ニ付略申候（以下略）<sup>(4)</sup>

国元の目付は、この勤王党の肅清を「大獄」と評している。安政五年九月より翌年にかけてなされ、「戊午の大獄」と呼ばれた幕府の政治肅清をモデルとしてイメージし、使われた言葉であろう。小南五郎左衛門の謹慎処分その他、「揚屋」へと収監されたのは武市ら五名であり、後に慶応期における土佐藩の政治動向におけるキーマンとなる中岡慎太郎は、郷里の安芸郡北川村の管理を司る御郡奉行の監視下に置かれることになっている。

藩当局は、武市の政治的な動き、殊に土佐勤王党への政治主導を制止することになったが、いちいち吟味をおこなうには至っておらず、藩当局上層部による裁許を求めるべきと考えている。半平太の揚屋入りの後、

揚屋があつた高知城下南会所には、足輕身分の關係者が集い、警備の武士の増員などで騒々しい状況になっていると報じる。武市はこの後、結果的に一年九カ月の長きにわたり収監されることになるが、藩当局は、武市らを処罰しうる理由付けを持たなかつた。その状況が、元治元年（一八六四）二月に一変する。

次の史料は、国元の小目付役、手島八助、荒尾騰作より、京都の小目付役、岡行蔵、生駒清次に宛てられた元治元年二月一〇日付、御用状の一部である。

（前略）一、望月亀弥太・千屋寅之助今以在京之旨一端下坂ニ付帰国之上再度上京否之義御掛念趣、早速詮議いたし候処、都而御帰国ニ不相成候由ニ決し御目付中えも其筋相違候処、右兩人儀は急々御差下ニ相成候様承度（中略）一、岡田伊蔵御召捕ニ相成候由、此者も手に入候ハ、屹度道具ニ相成候間、何卒御渡ニ相成候様御答申祈処に御座候（以下略）<sup>12</sup>

いまだ在京中の勤王黨員、望月亀弥太、千屋寅之助は帰国を拒否しており、その対応について、国元において評議するように求め、望月ら兩名は急ぎ召還の手筈になる旨、報じている。望月は、石川潤二郎、北添倍磨、野老山五吉郎、藤崎八郎ら土佐藩出身者とともに、元治元年六月五日、京都三条小橋西側の池田屋における長州藩士および肥後藩士による会合に出席しており、新選組によって捜査、襲撃を受け重傷を負い、逃れるも二条角倉邸で力尽き自刃した。千屋寅之助は、菅野覚兵衛の旧名であり、坂本龍馬と共に長崎で結社「亀山社中」（のち海援隊）を結成し、活動する。よって、兩名とも土佐国への召還はなされていない。つづいて、勤王党、岡田以蔵召し捕りの報告がなされている。藩当局者によって、以蔵は「道具」と評され、今後の藩政正常化のためのカギと目されていることがわかりえる。

翌二月一日付で作成された土佐勤王黨員の行状に関する記録には、次のように説明される。



縷々堂上方え參殿致人氣令沸騰候疑 武市半平太

此四人ノ者京伏大坂等ニ於テ別紙ニ相認俣々共殺害致候疑御座候

島村衛吉

小畑孫次郎

同孫三郎

河野十寸弥

此二人大和一揆ニ引合有之候疑御座候

安岡覺之助

島村壽之助

此三人之者去々戌ノ年漸々国許出奔京より江戸え下候、於小田原人ヲ殺害致候筈、依而国許出足ノ子細  
不分明ニ御座候

松垣清治

田内衛吉

今橋權助

右之者共、去亥之年夫々於国許取締致置候、然ニ右之者共孰も猥ニ徒党を結ヒ安岡嘉助、吉村虎太郎共  
ニ密謀を企、人氣令沸騰大和一揆ニ關係致居候見込ニ御座候、此外猶巨魁之者にも御座候へは御聞取被  
仰付度候

子ノ二月十一日<sup>(43)</sup>

島村衛吉以下三名の罪状は、京都、伏見、大坂などでの殺人容疑、安岡覚之助ら二名には、天誅組が起した大和国での騒動への参加した容疑、前出の桧垣清治ら三名には小田原での坂本瀬平殺害容疑が掛けられているが、首魁たる武市については、「縷々堂上方え参殿致人気令沸騰候疑」と、宮廷社会に働きかけ、「人気」の「沸騰」、すなわち政治的に煽動したことへの容疑で収監されている。藩当局においても、武市に対する罪状が曖昧であることは認識しており、彼らの行動を抑制しうる決定的な理由付けが必要であった。それこそが、京都、伏見、大坂で複数の殺人に関与した疑いが非常に高い岡田以蔵であった。<sup>(44)</sup>

元治元年（一八六四）四月一七日付で、京都の荒尾騰作から国元の生駒清次、岡行蔵に宛てて出された御用状には「岡田猪蔵義も過日より掛念之儀最早聞取にも相成ると奉存候」と、「岡田猪蔵（以蔵）」の情報がしたためられる。元治元年二月、商家への押し借りの科で幕吏に捕縛されたとの情報が、藩内の勤王党を規制する「道具」になりえると判断されたのである。元治元年五月、京都町奉行所より岡田以蔵に対する罪状および処分が下される。

科書

焼印之上洛中洛外拂

無宿 鉄蔵

子二十七歳

右者儀、二条東洞院西入京商売人幸次郎方え罷越高利貪、難濟施財可致坏、無躰申懸、金子押借致候始末不届ニ付

子五月

小栗下総守組同心

斎藤安太郎<sup>(46)</sup>

京都町奉行所は土佐藩出身の岡田以蔵を、「無宿人」の「鉄蔵」として対応し、身体に犯罪者としての「焼

き印」を付し、入れ墨を入れたうえで、京都およびその周辺からの追放刑とした。「国事」に尽力した土佐藩出身者を裁くことを避け、「無宿人」すなわち「町を徘徊する浪人体の者や博徒的存在の者」として対応して、土佐藩に通報し、「無宿人」として身柄を解放して、土佐藩にその処分を委ねることで、一応の決着をつけたのである。近世法では、下級であつても武士には厳しい拷問実行は困難である。以蔵を「無宿人」のままにしておいた方が都合が良いと判断したのである。京における以蔵に対する取り調べを報告した書状によれば、「彼岡田伊蔵御糾明之義も未埒明不申趣、何卒此上急速御吟味二相成候様御尽力祈処二御座候」と、取り調べが困難を極めていたことがうかがえる。<sup>(47)</sup>

元治元年六月八日付で、京都の手島八助、荒尾騰作から国元の乾市郎兵衛、岡育蔵に宛てられた御用状では、岡田以蔵のその後の対応が記される。

(前略) 伊蔵儀も洛中拂二相成、夫より牢二入候由、是亦今以着不致、大獄ハ吟味も勿論埒明不申候場合、右之者牢二入、此上ハ着二も相成候ハ、彼是手掛りも出来可申被存候(以下略)<sup>(48)</sup>

京都追放に処され、土佐藩では初めて以蔵を収監できる。しかしこれがいまだ未遂であるので、「大獄」は取り調べも「埒明」かず、ともかくも以蔵の収監こそ、勤王党を規制しうる手掛かりになると報じる。実際、岡田以蔵は、元治元年六月一七日、大坂より国許へ送還された。以蔵が収監されたのは、武市の収監された南会所の獄ではなく、城下の東、江ノ口川の東岸、山田町(現、高知市はりまや町三丁目)あった山田獄舎で、二畳の板の間で、南会所のそれよりも劣悪な環境であつたといふ。<sup>(49)</sup>

元治元年七月二一日付で出された小目付の野中太内、岩崎二蔵より小目付の乾市郎平宛ての書状には、藩内粛清のための人事転換がなされていることがうかがえる。

七月三日之紙面今月十日相達致拜見候、其御地今以不穩之趣御心配奉察候、探索出来役場ニ迄廻り不申候、行蔵も過日到着ニ相成候処、兩人当役被仰付候内より引籠ニ而面会不致候、騰作、清次、八助も先日以來引籠居候処、一昨御免ニ相成、只今は高屋友右衛門殿、森権八殿、後藤象次郎殿・小笠原唯八殿ニ相成申し、三四日跡より徒目付不残、下横目も大半引籠申候、何分重役之動より起り候哉ニ御座候申立之筋も御座候得共、取上候程之義も無之候餘ニ格別之義無御座候、先各御答旁如此御座候、尚追々可申述候、以上

七月十一日 太内

一二藏

市郎平様 (以下略)<sup>(50)</sup>

文久二年より目付役として監査業務にあたってきた、岡行蔵、荒尾膳作、生駒清次、手嶋八助が「引籠」により面会できない状況にあり、「一昨」七月九日には皆、「御役御免」となった。彼らの「引籠」は、健康上の問題ではなく、職務放棄であろう。現行の職務状況に対する批判的思考やわだかまりがあったことも想定される。代わって、高屋友右衛門、森権八、後藤象次郎・小笠原唯八が目付役を担うこととなった。後藤象二郎は、吉田東洋暗殺以降、要務筋を外れており、二年ぶりの藩政復帰となる。後藤は大監察を兼ねたので、藩士の不行跡を予防するだけでなく、不正を罰することがその職務となった。文久三年より京都の藩外交体制は、老公山内容堂の判断で転換することが可能であったが、元治元年七月の段階では、目付役のみならず、徒目付・下横目も大半が「引籠」った。このような藩内を監視する諸役の引籠は、「重役之動より起り候哉」と藩政上層部の判断によると推察している。

元治元年九月二日、国元の小目付、石川石之助、寺村勝之進、野中太内、毛利恭助、岩崎二三が連名で、京都の乾市郎平に宛てて出した書状においては、同年七月段階で報じられていた目付層の人事再編の件とともに、土佐勤王党への取り調べが、岡田以蔵の自供によって進行しはじめたことが報じられている。

(前略) 大獄も度々御詮議被仰付、猪蔵は正に口を割、其より段々露頭ニ相成候之節より岡本次郎・久松喜代馬・村田忠三郎・森田金三郎、右五人御召捕ニ相成御吟味有之候処、何レモ口を閉居候得共、見通し候処決而外レ不申候故、追々詰罰不明無御座候(以下略)<sup>(51)</sup>

藩地召還後、取り調べを受けてきた以蔵が、「正に口を割、其より段々露頭」しはじめ、岡本次郎・久松喜代馬・村田忠三郎・森田金三郎の五名が捕縛され、取り調べを受け、「何レモ口を閉居」る状況であるが、当局の見通しは「外レ」ることはないであろうと報じている。すなわち、岡田以蔵の自供によって、尋問の対象者は芋づる式に表出するというのである。

岡田以蔵への取り調べは次の方針で進められた。

去々戊年以來藩中者并亡命者等勤王を違反仕、猥に參殿致暴論ヲ以堂上方を奉却姦謀を企テ恣ニ人を暗殺し大和一揆ニ興し公武之御間を奉離間候勢ニ御座候、伊蔵儀右党与之者ニ付巨魁之者之姓名等必承知致居可申候間、宜御詮議被仰付度<sup>(52)</sup>候

文久二年より藩士および藩籍を脱したものが、「勤王」の方法を誤り、宮廷社会に関わりをもつて、「姦謀」を企て、また人を殺めた。さらに大和国においては騒動を生じさせ、幕府、藩および朝廷の間を離間した。「伊蔵」はそれに与したものであり、「巨魁」すなわち主導者の特定を求めている。

岡田以蔵は拷問をとまなう取り調べに、大坂での土佐藩下横目井上佐一郎の暗殺、京での京都町奉行所役

人の暗殺について自供したという<sup>(33)</sup>。しかしながら、武市らは、以蔵の明かした暗殺への関与を否定したため、以蔵の弁のみに根拠を求めることができず、罪状不明瞭となり、武市らの罪状については立証されなかった。ただし、岡田以蔵への尋問により、彼の行跡については聴取され、土佐勤王党のなかで、最も詳細な罪状記録が作成されることになった。以蔵は、「郷土岡田儀平伴同苗以蔵事出奔無宿鉄蔵京都御拂入墨在 以蔵<sup>(34)</sup>」としてあくまで容疑者としてではなく、もとより罪人として対応され、慶応元年（一八六五）閏五月一日、他の自白者三名とともに、獄内で打ち首、雁切河原の渡し場に梟首された。

武市半平太については、具体的な罪状は得られないまま、慶応元年閏五月一日、「君主に対する不敬行為」という罪目で武市は切腹を命ぜられ、同日南会所大広庭にて切腹し、果てた。

#### 武市半平太

右之者酉年以来天下之形勢二乘し竊二党与を結、人心煽動之気鉢を醸造し爾来於京師高貴之御方え不容  
易儀屢申上、将又御隠居様え不届之儀度々申上候事取繕候、御下之所分を失候、上威軽蔑し国憲を紛察  
し言語同断重々不届之至、此度御不快二被思召可被処、嚴科御座候処、御不一廉を以、切腹被仰付候<sup>(35)</sup>

「天下之形勢二乘し竊二党与を結、人心煽動之気鉢を醸造」したこと、すなわち世の中を憂いて、徒党を組んで立ち上がり、世の人の心を惑わす状況を作ったことを、大名および老公が「不快」に感じたという、曖昧模糊とした理由でその結末を迎えることになったのである。

## むすびに

本稿では、「土佐藩京都藩邸史料」のなかの御用状を主要な情報源として、幕末期の土佐藩政、殊に文久二年（一八六二）四月以降の武市半平太ら土佐勤王党により主導された藩外交のありようを、藩当局者が如何に捉えていたのかを考察してきた。着目したのは、御用状の発給主体となっている小目付層である。藩の行政執行にかかる組織としては、行政の長たる「執政（奉行職）」、次に行政一般を統括する「参政（仕置役）」、行政内容および人事を統括する「大監察（大目付）」があり、「小目付」、「徒目付（陸目付）」、「下横目」がこれに差配された。自然、小目付は、行政の現場、文久二年以降は、藩外交にかかる人事および行跡についても監査することになったので、小目付の政治見解は、土佐藩政の状況を客観的に捉えたものとして評価できる。

これまでの土佐藩の幕末維新史研究において、藩政当局の中間管理的立場にある役務を担う彼らは「俗論派」と認識された人びとである。ゆえに、革命性、革新性が重視された過渡期的状況に問う幕末維新史研究において、「土佐藩京都藩邸史料」のような歴史資料は、当時を物語る叙述に利用されてはこなかった。土佐勤王党の政治的活躍とその末路は、彼らの正義を解することのない俗物による政治との対比的構図で描かれてきたのである。藩当局者が、武市たちをどのように見、土佐勤王党の活躍に対して、藩当局者はどのように立ち回らねばならなかったかという点については不問に付されてきたのである。しかしながら、筆者は「土佐藩京都藩邸史料」という公文書の史料を、幕末政治の構造を理解し、バランスの良い政治叙述をするために必須であると確信した。

史料よりうかがえる人的構成をまとめれば、土佐国元の関係者は、佐々木三四郎、中村禎輔、田村掌蔵、

手島八助、下許武兵衛らで、大名近習および側役の人員がほとんどである、京都屋敷においても同様に、谷守部、乾作七、生駒清次、伏見屋敷の国沢四郎右衛門らであり、このような人的関係性のなかで、文久二、三年における土佐藩の国事業務、さらに言えば、土佐勤王党に主導される藩外交にかかる監査がなされていたことになる。彼らによって大名および老公の側の政治環境が作られ、政治意思決定がなされていたならば、土佐藩山内家の幕末維新史は、可能な限り公文的史料に論拠を求めた考究が必要となるであろう。

## 注

- (1) 近代の「政治犯」「国事犯」についての知見は、新井勉「国事犯の概念と法的位置づけ」日本法学会『日本法学』七六卷一号、二〇一〇年所収、児玉圭司「明治前期の処遇にみる国事犯」（堅田剛編『加害／被害』法文化（歴史・比較・情報）叢書、国際書院、二〇一三年所収）より得た。
- (2) 三谷博『明治維新を考える』有志舎、二〇〇六年。同『愛国・革命・民主―日本史から世界を考える』筑摩書房、二〇一三年。奈良勝司『明治維新をとらえ直す―非「国民」的アプローチから再考する変革の姿』有志舎、二〇一八年など。
- (3) 田中彰『明治維新観の研究』北海道大学図書刊行会、一九八七年
- (4) 横田達雄『維新土佐勤王史』のウソ・マコト』私家版、二〇〇〇年。横田は、中岡慎太郎、吉村寅太郎の政治動向に恣意的な創作があることにつき指摘する。なお、武市半平太については、松岡司『武市半平太伝―月と影と―』新人物往来社、一九九七年が、あらたな史料解釈により、人物像の見直しをはかっている。
- (5) 瑞山会編『維新土佐勤王史』富山房、一九二二年、マツノ書店、二〇〇四年復刊、九頁。
- (6) 同右、一頁。
- (7) 本稿に関わるものでいえば、平尾道雄『土佐藩』吉川弘文館、一九六五年、同『近世社会史考』高知市立市民図書館 市民叢書、一九六二年。同『維新経済史の研究』高知市立市民図書館、近世土佐藩経済史研究、一九五九年、『山内容堂』吉川弘文館、人物叢書、一九六一年。同『吉田東洋』吉川弘文館、人物叢書、一九五九年など。



- (8) 池田敬正「土佐藩における討幕運動の展開」(『史林』第四〇巻五号、一九五七年所収、のち三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』吉川弘文館、二〇〇一年再録)
- (9) 「土佐藩京都藩邸史料」については、渡部淳「土佐藩京都藩邸史料」の概要―探索方文書を中心に―(『土佐内家宝物資料館紀要』第八号、二〇一一年所収)によって紹介されており、高知県立坂本龍馬記念館編『土佐藩京都藩邸史料目録』同、二〇一二年が、その全容を示している。また、拙稿「幕末期における土佐藩国事運動のかたち―土佐京都藩邸史料」試論―(『日本歴史』八六一号、二〇二〇年)では、幕末維新史研究における同史料群の位置づけについて言及している。
- (10) 天保年間に一三代藩主山内豊熙が藩政改革において登用した人材群で、下級武士馬淵嘉平を中心に五〇名にも及び改革推進グループがあった。土佐国には貝の一種である「おこぜ」を懐中すると鯨漁に恵まれるという迷信があり、馬淵らをねたむ藩士は、成り上がった彼らを「おこぜ組」と呼んだとされる。吉田東洋の弟子たちを「新おこぜ組」というのは、改革を嫌う保守層から彼らを嘲ける意味であてられた呼称である。大町桂月「伯爵後藤象二郎」富山房、一九一四年、七九～八〇頁参照。
- (11) 吉田東洋については、日本史籍協会編『吉田東洋遺稿』東京大学出版会、一九九五年復刊、前掲平尾著書「吉田東洋」を参照。
- (12) 拙稿「人斬り」と幕末政治―土佐藩山内家の政治運動と個性―(『鷹陵史学』三一号、二〇〇五年。武市半平太ら土佐勤王党の政治運動から土佐藩の幕末史を論じた。
- (13) 筆者は鳥取藩池田家を対象とし、大名家の政治情報収集について考察している。拙稿「京よりの政治情報と藩是決定―幕末期の鳥取藩池田家の情報収集システム―」家近良樹編『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年、同「近世の政治秩序と幕末政治―鳥取藩池田家を素材として―」『ヒストリア』二〇八号、二〇〇八年、同「幕末期の国事システムと大名「御側」―池田慶徳とその周囲―」鳥取藩政資料研究会編『鳥取藩研究の最前線』鳥取県立博物館、二〇〇七年、他。
- (14) 高知県は二〇〇九年(平成二十一年)に「土佐藩京都藩邸史料」を一六五〇万円で購入した。古美術商の販売対象となっていた同史料群を「土佐歴史資料研究会」の有志が、「資料の散逸を防ぐために」(『読売新聞』二〇〇九年二月一七日期記事)、高知県に購入を持ち掛け、予算決定までの建て替え払いをおこなうなどの工面をされたという。歴史学研究にかかる有益な情報が残ったことをまずは喜ばなければならない。高知県が取得するまでの経緯

については、『土佐藩京都藩邸史料目録』を参照。

- (15) 禁門の変による火災（元治大火）に着目した岡彩子「燃える都と燃えない民衆」（『京都歴史災害研究』七、二〇〇七年）、吉越昭久・片平博文編『京都の歴史災害』（思文閣出版、二〇一二年）などが注目される。拙稿「禁門の変と畿内諸藩の軍役―淀藩・膳所藩・西大路藩を素材に―」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』二四号、二〇一九年においても）、元治大火に対する畿内大名の対応のあり方を近世大名家の軍役との関連性において考察している。
- (16) 波部前掲論文には、京都屋敷は明治四年一〇月に「西京御家禄方」による入札が実施され、土地および建物が売却されたらしいとする。文書・什器類の処分については不明とされる。
- (17) 中村武生「幕末期政治的主要人物の京都居所考―土佐・長州・薩摩を中心に」（御厨貴・井上章一編『建築と権力のダイナミズム』岩波書店、二〇一五年）は、方広寺大仏境内智積院における山内家旅宿について考察している。
- (18) 「文化財発掘Ⅲ―激動の幕末と京大キャンパス―」京都大学総合博物館平成二八年度リーフレット、二〇一七年。同屋敷は、慶応三年七月以降、中岡慎太郎の差配する陸援隊の屯所として利用されたことで知られている。
- (19) 幕末期の土佐藩の政治制度については、森口幸司編『土佐御役人帳』第一巻、高知市民図書館、一九八九年、同第二巻、高知市民図書館、一九九四年。第二巻巻末の表一―一四を特に参照した。『土佐御役人帳』の情報は重要であるが、残念ながら文久年間以降の記載を欠く。
- (20) 入交好脩『武市半平太』中公新書、一九八二年、七三―七四頁。同史料は、この時期の大名家内の政治意識として極めて重要であるにもかかわらず典拠となる史料が管見の限り不明である。山内家史料刊行委員会『山内家史料』幕末維新第三編上、第一六代豊範公紀、二〇〇三年）においても、「原欠」（原本を欠く）と表記のみである。
- (21) 前掲『維新土佐勤王史』、一四五頁。
- (22) 同右、一五一頁。
- (23) 藩士平井収二郎の手記には大坂周辺地域での麻疹流行が次のように記録される。「文久壬戌夏六月廿八日、君上御発駕、陪従、七月十二日浪華、同十三日より八月廿二日迄在浪華、当時麻疹流行、従者三十歳以下、無不病氣矣、君上亦憂之、収（平井）幸免焉。自大臣至隸皂、疾疹者殆二千人、死者不充日」（『隈山春秋』『史籍雜纂』二、三三七頁、日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九七七年復刊）。
- (24) 「公純公記」文久二年八月二五日条（『孝明天皇紀』三、平安神宮、一九六八年、一六七―一六八頁）。

- (25) 「土佐藩京都藩邸史料」高知県立坂本龍馬記念館蔵、目録番号五。
- (26) 同右、目録番号六。
- (27) 前掲『維新土佐勤王史』二七五頁。
- (28) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号七。差出の「幸右衛門」については、残念ながら個人の特定ができなかった。
- (29) 『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一、東京大学出版会、一九七〇年復刊、五五八頁。
- (30) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号一。
- (31) 同右、目録番号一。
- (32) 日本史籍協会編『武市瑞山関係文書』一、東京大学出版会、一九七二年復刊。二三五～二三七頁。
- (33) 前掲『維新土佐勤王史』二四七～二五一頁。
- (34) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号二。
- (35) 同右、目録番号二八。
- (36) 末松謙澄『修訂防長回天史』上巻、柏書房、一九六七年、三六七～三六八頁。
- (37) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号三九。
- (38) 村田氏壽・佐々木千尋『続再夢紀事』五巻、日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九七四年復刊、二六〇頁。
- (39) 『法令全書』明治三年、二二二頁。
- (40) 幕末段階においては「国事犯」概念は存在しない。文久二年一月二八日、幕府は大小目付に対して、「今度京都より厚御趣意を以、大赦被仰出候儀も有之候付而は、銘々領分等に於て、皇国之御為と存込、其所行法憲に触候而、死罪、牢死、流罪、幽閉等之者有之候はば、其段委細取調、名前等認出候様可被致候、右之趣、万石以上以下之面々え可被達候」(『統徳川実紀』四巻、四四九頁)と命じたが、昭和初年に付けられた本史料の頭注に「国事犯死罪牢死流罪幽閉者姓名調査」とあり、明治以降の「国事犯」観念によって説明づけられている。
- (41) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号五一。
- (42) 同右、目録番号九四。
- (43) 同右、目録番号九五。
- (44) 岡田以蔵については、松岡司『正伝岡田以蔵』戎光祥出版、二〇一四年を参照。
- (45) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号一〇四。

- (46) 同右、目録番号一七。
- (47) 同右、目録番号二一。
- (48) 同右、目録番号二四。
- (49) 松岡前掲書、一一二頁。
- (50) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号一三〇。
- (51) 同右、目録番号一四二。
- (52) 同右、目録番号一五〇。
- (53) 前掲『維新土佐勤王史』、六九六～六九八頁。
- (54) 前掲「土佐藩京都藩邸史料」目録番号一六八。
- (55) 同右、目録番号一七一。